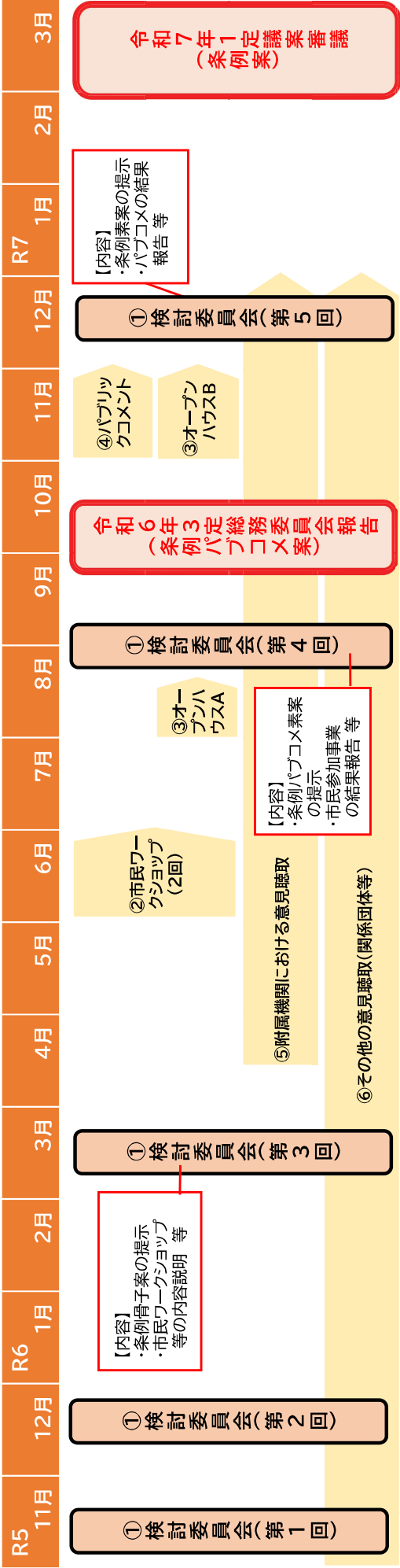


(仮称) 札幌市誰もががっなり合う共生のまちづくり条例の制定検討スケジュール (予定)

1 全体スケジュール



2 意見聴取手法・意見聴取先

① 札幌市ユニバーサル推進検討委員会		② 市民ワークショップ		③ オープンハウス(A・B)		④ パブリックコメント	
概要	条例制定に向けた主たる外部有識者会議として、条例素案に対する意見聴取等を実施	障がいのある方や性的マイノリティの方、外国人やアイヌ民族の方など、様々な生きづらさを抱える当事者らと交えたワークショップを実施(2回実施)	A 共生社会バリアフリーシンポジウム札幌in札幌と合わせて実施したサイドイベントにおいて、条例制定に関する意見聴取を行う企画展示を実施(チカホ) B ④パブリックコメントと合わせて条例制定に関する意見聴取を行う企画展示を実施(アクセスサッポロのイベント内・チカホ)	市民全般	市民全般	市民全般	市民全般
意見聴取先	「障がい」・「性別」・「高齢者」・「子ども」・「国籍」・「民族」の6テーマごとの外部有識者・当事者等(計14名)	当事者を含む市民全般(各回30名、計60名程度)	市民全般	市民全般	市民全般	市民全般	市民全般
時期	R5年11月～R6年12月の間に計5回	R6年6月15日・23日	A:R6年8月4日 B:R6年11月22日～24日・26日	A:R6年8月4日 B:R6年11月22日～24日・26日	A:R6年8月4日 B:R6年11月22日～24日・26日	R6年10月31日～11月29日	R6年10月31日～11月29日

⑤ 附属機関における意見聴取

概要	市の附属機関である「福祉のまちづくり推進会議」(障がい関係)、「男女共同参画審議会」(性別関係)、「社会福祉審議会」(高齢者関係)、「子どもの権利委員会」(子ども関係)、「アイヌ施策推進委員会」(民族関係)の5機関で議題化の上意見聴取を実施	R5年度は「共生社会」をテーマに子ども議会を開催し、子ども議員から共生社会の実現に向けた多様な提案を受けたほか、R6年度は、新設した出前講座「札幌が目指す共生社会とは？」の活用等により関係団体等への意見聴取を実施
意見聴取先	各附属機関	市内小・中学生(子ども議会)、高校生、大学生、関係団体等
時期	R6年4月～12月	R5年10月～12月(子ども議会)、R6年4月～12月(高校生、大学生、関係団体)

**（仮称）札幌市誰もがつながり合う
共生のまちづくり条例（素案）
【概要版（修正版）】**

令和6年12月
札幌市

① 条例制定の背景

国の動き

- ・ 共生社会の実現に向けて、バリアフリー法、障害者差別解消法、アイヌ施策推進法のほか、認知症基本法やLGBT理解増進法など、個別の分野における立法例が続いている
- ・ 平成30年には、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(ユニバーサル社会実現推進法)」を制定し、国を挙げて様々な視点から共生社会の実現に向けた取組を強化



札幌市の状況

- ・ 札幌市では、これまで共生社会の実現に向けて様々な取組を進めてきたところだが、依然として主に次のような課題を抱えている。これらの多様な課題はそれぞれが絡み合い、複雑化・複合化しているところ

高齢者人口
の増加への対応

障がいのある方
への理解

地域意識の
希薄化

子どもの権利
への理解

支援を要する
外国人市民の増加

男女の地位の
平等感の偏り

アイヌ民族
への理解

など

国の動きや札幌市の状況、昨今の価値観やライフスタイルの多様化等を踏まえ、

- 「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン(ビジョン編)」において、多様性と包摂性のある都市を目指すことを掲げた。
- まちづくりを進めていく上での重要概念の一つとして「ユニバーサル(共生)」を定め、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無等を問わず、「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」を実現していくことを明記。

② 条例の制定目的

- ・ 札幌市が目指す多様性と包摂性のある都市とは、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され、能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」(共生社会)の実現によりつくり出される都市であると考えており、共生社会の実現に当たっては、社会を構成する主体である市(行政)・市民・事業者の協働が不可欠



- ・ 市(行政)・市民・事業者それぞれが異なる方向性の下で取組を進めていくことのないよう、共生社会の実現に向けた基本理念等を共有することが重要

制定目的

共生社会の実現に関し、基本理念を定めるほか、
市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、
市の施策の基本事項を定めることにより、市・市民・事業者が一体となって
共生社会の実現に向けた取組を進め、多様性と包摂性のある都市をつくること



多様性と包摂性のある、「誰もがつながり合う共生のまち」をつくり、
これを次世代に引き継いでいく

③ 条例素案の概要

基本的な考え方

多様性を尊重したまちづくり

誰もが自分らしく暮らし、能力を発揮できるよう、多様性の尊重がこれまで以上に求められる

包摂的なまちづくり

社会的障壁を取り除き、誰もが社会から孤立することなく安心して生活できるよう、生きづらさを社会全体で解決していく

市民・事業者との協働による共創

それぞれが自らの責務や役割を相互に認識し、社会のあらゆる場面において、連携・協働の上で取組を進めていく

未来につながる取組の推進

多世代による取組を進め、特に次世代を担う子どもも参画しやすい取組を継続的かつ発展的に展開していく

項 目	概 要
前 文	条例制定の背景や条例制定に対する思いなどを規定
目 的	条例の制定目的を規定
定 義	共生社会(差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会)等の定義を規定
他の条例等との関係性	総合計画その他まちづくりに関する計画及びまちづくりに関する条例、規則等は、この条例に定める事項との整合を図らなければならない
基本理念	共生社会の実現に向けた取組は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない ①誰もが、基本的人権を享有する個人としてその個性や能力を認められること ②誰もが、互いに理解し合い、支え合い、及び助け合うことで、社会から孤立することなく安心して生活できること ③市、市民及び事業者が、それぞれの責務や役割を相互に認識し、連携・協働して取り組むこと
市の責務	市は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない
市民及び事業者の役割	市民・事業者は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努める。また、市が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努める
基本的施策	市は、共生社会を実現するため、次に掲げる施策を実施するものとする ①誰もが安全で安心な生活ができる多様性に配慮した施設等の整備 ②市民又は事業者が行う多様性に配慮した施設等の整備への支援 ③日常生活又は社会生活上配慮を要する者の状況に応じた必要な支援 ④個別の事業及び各種制度に係る分かりやすい情報提供 ⑤誰もが互いに理解し合い、支え合い、及び助け合う意識の醸成その他共生社会の実現に向けた取組を推進するための啓発、広報活動等 ⑥その他共生社会の実現に向けて必要な施策
推進体制の整備・財政上の措置	市は、施策の推進体制を整備するほか、施策の実施に必要な財政上の措置を講ずるよう努める
附属機関の設置	附属機関として、「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会」を設置
施行期日	令和7年4月1日から施行予定

**（仮称）札幌市誰もがつながり合う
共生のまちづくり条例（素案）
【本書（修正版）】**



令和6年12月

札幌市

Ⅰ なぜ条例をつくろうとしているの？ -条例制定の背景や制定目的-

(1) 国の動き

国においては、共生社会¹の実現に関し高齢者、障がい者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、いわゆるバリアフリー法を平成18年に制定しています。

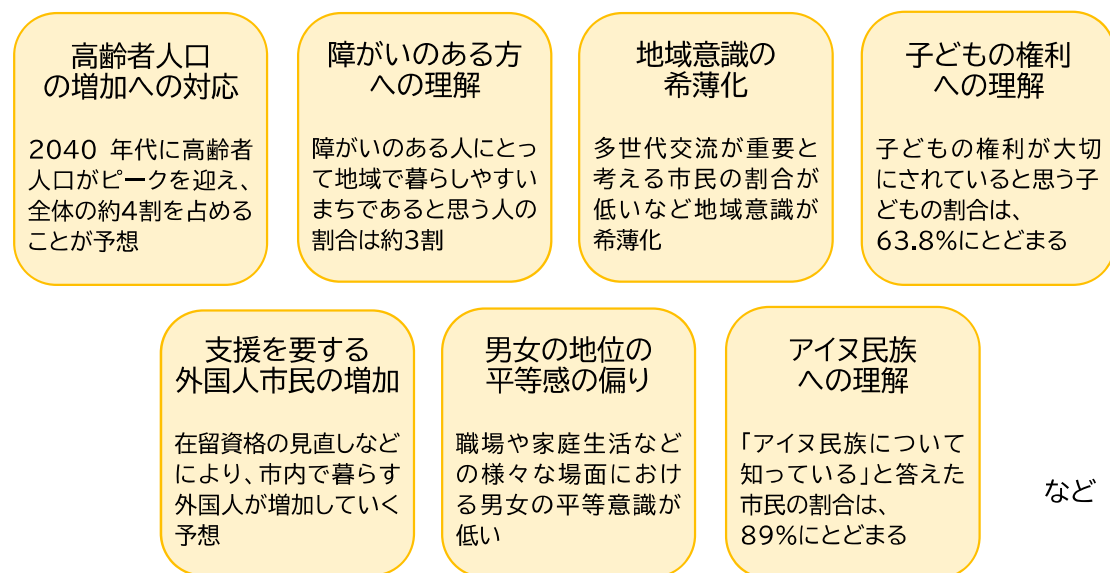
また、平成25年には、いわゆる障害者差別解消法を制定し、障がいを理由とする差別解消に取り組んでいるほか、平成31年には、いわゆるアイヌ施策推進法を制定し、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進などを進めてきました。

さらに、令和5年6月には、いわゆる認知症基本法やLGBT理解増進法を次々と制定するなど、共生社会の実現につながる法整備が着々と進められています。

こうした個別の分野における立法例だけでなく、平成30年には、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法）」を制定し、実現を目指すべきユニバーサル社会²が掲げられるなど、国を挙げて様々な視点から取組が強化されています。

(2) 札幌市の状況

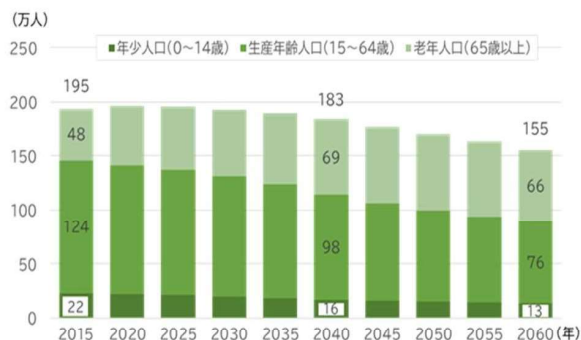
札幌市では、これまで共生社会の実現に向けて様々な取組を進めてきたところですが、依然として主に次のような課題を抱えています。また、これらの多様な課題はそれぞれが絡み合い、複雑化・複合化しています。



¹【共生社会】ここでは、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をいう。なお、札幌市が制定を目指す条例における共生社会の定義については、下記1(4)（3ページ）参照。

²【ユニバーサル社会】ここでは、障がいの有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会をいう。

(参考) 札幌市の人口の将来見通し



<資料>総務省「国勢調査」、札幌市 ※各年 10 月 1 日現在

(参考) 外国人市民の数・割合



<資料>札幌市 ※各年 5 月 1 日現在

(3) 条例の検討

上記(2)のように札幌市における共生社会の実現に向けた課題が多様化かつ複雑化していることに加え、昨今の価値観やライフスタイルの多様化、国の動き等も踏まえ、札幌市では、最上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編）」において、多様性と包摂性のある都市を目指すことを掲げました。

また、まちづくりを進めていく上での重要概念の一つとして「ユニバーサル（共生）」を定め、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無等を問わず、「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」を実現していくことを明記しました。

こうした状況を踏まえ、これらの実現に向けた取組の一環として、現在、条例制定に向けた検討を進めています。



▲第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン

(参考) 条例の検討経過

開催日	内 容
令和5年 1 1 月 8 日	第1回札幌市ユニバーサル推進検討委員会における意見交換
1 2 月 1 8 日	第2回札幌市ユニバーサル推進検討委員会における意見交換
1 2 月 2 7 日	子ども議会における意見交換
令和6年 3 月 1 2 日	第3回札幌市ユニバーサル推進検討委員会における意見交換
5 月 2 0 日	福祉のまちづくり推進会議（部会）における意見交換
6 月 1 3 日	アイヌ施策推進委員会における意見交換
6 月 1 5 日	市民ワークショップの実施（2回）
6 月 2 3 日	
6 月 2 7 日	男女共同参画審議会における意見交換
8 月 4 日	オープンハウスの実施
8 月 3 0 日	第4回札幌市ユニバーサル推進検討委員会における意見交換
1 0 月 1 日	市議会総務委員会で、条例の素案について報告・審議

(4) 条例の制定目的

札幌市が目指す多様性と包摂性のある都市とは、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され、能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」の実現によりつくり出される都市であると考えており、この社会の実現に当たっては、社会を構成する主体である市(行政)・市民・事業者の協働が不可欠です。

そのため、札幌市では、この「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」を「共生社会」と明確に定義付けた上で、市・市民・事業者それぞれが異なる方向性の下で取組を進めていくことのないよう、共生社会の実現に向けた基本理念等を共有することが重要であると考えています。

そこで、共生社会の実現に関し、基本理念を定めるほか、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本事項を定めることにより、市・市民・事業者が一体となって共生社会の実現に向けた取組を進め、多様性と包摂性のある都市をつくることを目的として、条例制定を目指しています。

なお、この条例においては、共生社会の実現により目指す都市(まち)の姿を「誰もがつながり合う共生のまち」と表し、条例素案の前文(6ページ)に記載のとおり、「多様性と包摂性のある、誰もがつながり合う共生のまちをつくり、これを次世代に引き継いでいく」という思いを込め、条例の題名の素案(仮称)を「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」としています。



2 どんな条例をつくろうとしているの？ -条例制定に当たっての基本的な考え方-

これまでに記載した制定目的から、本条例は、何らかの規制等を定めるいわゆる「規制条例」ではなく、基本理念等を定める「理念条例」とし、札幌市が「誰もがつながり合う共生のまち」を目指す上で、よりどころとなるような条例としたいと考えています。

札幌市が条例素案を作成するに当たっては、次の4つの基本的な考え方を踏まえて検討を進めてきました。

1

多様性を尊重したまちづくり

人は皆、年齢・性別・性的指向³やジェンダーアイデンティティ⁴・障がいや病気の有無・国籍・民族・言語・宗教・文化など、無数の多様な違いを抱えています。しかし、これらの違いに起因する個性や能力等に対する理解が十分ではないといった社会における様々な障壁により、時には差別や偏見を向けられる場合もあるなど、日々の暮らしに生きづらさを感じている方々が多くいる現状があります。

また、近年における少子高齢化やグローバル化⁵、価値観や生活様式の多様化なども踏まえると、誰もが自分らしく暮らし、能力を発揮できるよう、こうした違いを尊重する「多様性の尊重」がこれまで以上に求められ、この視点を踏まえたまちづくりを進める必要があります。

なお、他者との違いを外面的なものだけでなく、価値観や考え方等の内面的なものも含めると、誰もが何らかの違いを有する当事者であると言え、その対象は一部の方に限られるものではありません。

そこで、本条例においては、当事者の限定化や固定化につながらないよう配慮し、「誰もが当事者である」ことを前提とした内容とすること、加えて、各人が対話を重ね、それぞれの違い等について理解を深め支え合う「共感⁶に基づく心のバリアフリー⁷の醸成」に寄与する内容とすることが求められます。



³【性的指向】恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向

⁴【ジェンダーアイデンティティ】自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

⁵【グローバル化】ヒト、モノ、カネ、情報の国境を越えた移動が地球規模で盛んになり、政治や経済など様々な分野での境界線がなくなること、相互依存の関係が深まっていく現象

⁶【共感】ここでは、相手と感情を共有したり、相手の心情に同調すること（シンパシー）のみならず、相手の立場になり相手の意思や感情を共有すること及びその能力（エンパシー）をいう。

⁷【心のバリアフリー】様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。

2

包摂的なまちづくり

「障がいの社会モデル」は、「障がい＝バリア」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁（物理的、制度的、文化・情報面及び意識上）の相互作用によって創り出されているもので、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方であり、障がい分野に限らず、年齢・性別等の多様な違いに起因する様々な社会的障壁にも当てはまるものです。

上記①に記載した社会の現状や変化を踏まえると、こうした多様な社会的障壁を取り除き、誰もが社会から孤立することなく安心して生活し、能力を発揮できるよう、「障がいの社会モデル」の考えを他分野にも波及させていき、様々な取組を行うことによって、当事者の生きづらさを社会全体で解決していくという包摂的⁸なまちづくりがこれまで以上に求められます。



3

市民・事業者との協働による共創

共生社会の実現に向けては、社会を構成する主体である市・市民・事業者の協働が不可欠であり、市・市民・事業者それぞれが異なる方向性の下で取組を進めることがないよう、自らの責務や役割を相互に認識し、創造性の向上などの多様性が有する効果も踏まえながら、社会のあらゆる場面において、連携・協働の上で取組を進めていくことが求められます。



4

未来につながる取組の推進

札幌市の現在の姿は、長い時間をかけた先人たちの歩みの上に形作られたものであり、共生社会の実現に向けても、世代を跨ぐ長期的かつ継続的な取組が求められます。そこで、条例の検討過程のみならず、それ以降も、多世代による取組を進め、特に次世代を担う子どもも参画しやすい取組を継続的かつ発展的に展開していく必要があります。



札幌市は、上記①～④の考え方を踏まえながら共生社会を実現し、

「誰もがつながり合う共生のまち」をつくり、これを引き継いでいきたいと考えています。

⁸【包摂的】ここでは、全ての人を排除せず、取り残さないさまをいう。

3 どんな条例になるの？ -条例の素案-

上記2の①～④の考え方等を踏まえ、札幌市では、「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の素案を次のとおり作成しています。

札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例（素案）

Ⅰ 前文

条例制定の背景や条例制定に対する思いなどを明らかにするため、前文を設けます。

【前文（案）】

- 私たちは、誰もがつながり合う共生のまちを目指します。
- 誰もが、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されながら、共に生きていくことは、私たちの共通の願いであります。
- 札幌は、ゆきとみどりに彩られた豊かな自然環境の下、様々な背景を有する先人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、育みながら、北方圏の拠点都市として成長してきました。
- ところが、他者の個性や能力に対する理解が十分ではないことなどの社会における様々な障壁により、生きづらさを感じる方が多くいる現状にあり、また、近年における少子高齢化やグローバル化、価値観や生活様式の多様化などにより、これまで以上に多様性が尊重され、互いに支え合う包摂的なまちづくりが求められています。
- こうした状況を踏まえ、対話による相互理解の下、誰もが自分らしく暮らし、活躍できるよう、私たちは、市、市民及び事業者が一体となって、社会のあらゆる場面において、共生社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。
- そこで、私たちは、このような認識の下、共生社会を実現し、多様性と包摂性のある、誰もがつながり合う共生のまちをつくり、これを次世代に引き継いでいくことを決意し、ここにこの条例を制定します。

2 目的

この条例は、共生社会の実現に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民及び事業者が一体となって共生社会の実現に向けて取り組み、もって誰もがつながり合う共生のまちづくりに寄与することを目的とすることとします。

3 定義

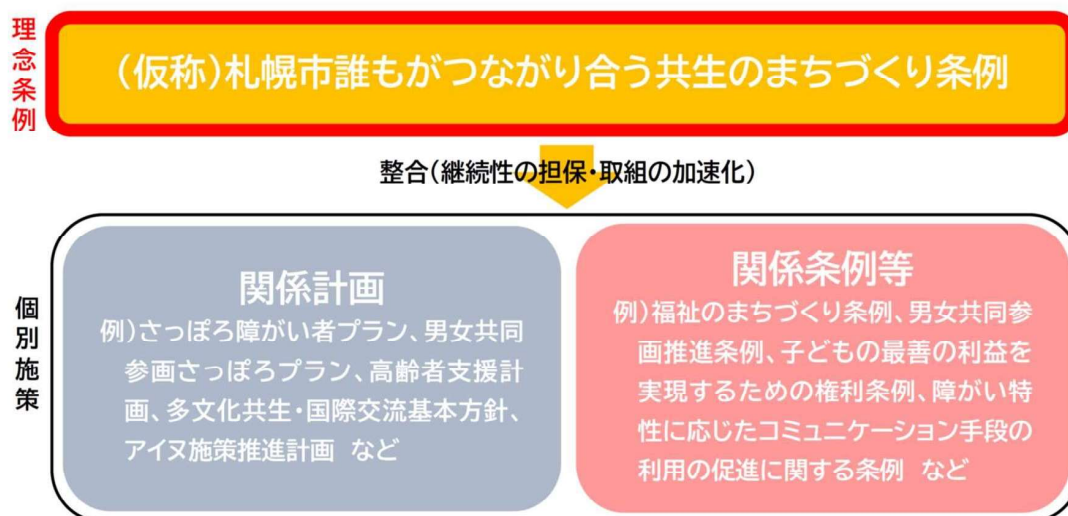
この条例に使われる用語について、用語の意義を明確にし、解釈上の疑義をなくすため、次のとおり定めます。

共生社会	差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会
誰もがつながり合う共生のまち	共生社会の実現によりつくり出されるまち
市 民	市内に住所を有する個人及び市内に通勤し、又は通学する個人その他の市内に滞在する個人
事 業 者	市内において事業活動を行う者及びその他の活動を行う団体

4 他の条例等との関係性

市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならないこととします。

■他の条例等との関係のイメージ図



5 基本理念

条例の制定目的（3 ページ）でも触れたとおり、共生社会の実現に向けては、社会を構成する主体である市・市民・事業者の協働が不可欠であり、それぞれが異なる方向性の下で取組を進めていくことのないよう、共生社会の実現に向けた「基本理念」を共有することが重要です。

札幌市としては、条例制定に当たっての基本的な考え方（4・5 ページ）を踏まえ、共生社会の実現に向けた取組は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならないこととしたいと考えています。

基本理念

- (1) 誰もが、基本的人権を享有する個人としてその個性や能力を認められること。

【設定理由】

基本的な考え方①「多様性を尊重したまちづくり」のとおり、誰もが自分らしく暮らし、能力を発揮できるよう、誰もが多様な違いにかかわらず、基本的人権を享有する個人として尊重され、また、その個性や能力が認められることが重要です。

- (2) 誰もが、互いに理解し合い、支え合い、及び助け合うことで、社会から孤立することなく安心して生活できること。

【設定理由】

基本的な考え方②「包摂的なまちづくり」のとおり、多様な社会的障壁を取り除き、誰もが社会から孤立することなく安心して生活し、能力を発揮できるよう、当事者が抱える生きづらさを社会全体で解決していくことが求められます。

- (3) 市、市民及び事業者が、それぞれの責務や役割を相互に認識し、連携・協働して取り組むこと。

【設定理由】

基本的な考え方③「市民・事業者との協働による共創」のとおり、市、市民及び事業者が一体的に取組を進めていく必要があります。

6 市の責務

市は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しなければならないこととします。



7 市民及び事業者の役割

市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場面において、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるものとします。

事業者は、その活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるものとします。

また、市民及び事業者は、市が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるものとします。



8 基本的施策

市は、「障がいの社会モデル」（５ページ）の考えを踏まえ、移動経路や建築物に係る「物理的な障壁」、各種の支援制度や情報発信に係る「制度的、文化・情報面における障壁」、そして、心のバリアフリーの浸透等に係る「意識上の障壁」といった様々な社会的障壁を取り除くため、次ページに掲げる施策を実施するものとします。



基本的施策

① 誰もが安全で安心な生活ができる多様性に配慮した施設等の整備

【具体的な取組】

- 道路や公園のバリアフリー化
- 学校などの市有建築物のバリアフリー改修
- 区役所庁舎などへのユニバーサルデザイン⁹の導入や表示の多言語化 など



② 市民又は事業者が行う多様性に配慮した施設等の整備への支援

【具体的な取組】

- 飲食店、診療所、宿泊施設などにおけるバリアフリー改修等への支援
- ノンステップバス¹⁰やUDタクシー¹¹の導入支援 など



③ 日常生活又は社会生活上配慮を要する者の状況に応じた必要な支援

【具体的な取組】

- 社会から孤立し、不安や悩みを抱える女性への支援
- 障がい特性に応じたコミュニケーション支援
- 性的マイノリティ¹²への支援
- 認知症の方への支援 など



④ 個別の事業及び各種制度に係る分かりやすい情報提供

【具体的な取組】

- 車いす等で移動できるバリアフリー経路の情報発信
- ユニバーサルデザインを取り入れた情報発信 など



⑤ 誰もが互いに理解し合い、支え合い、及び助け合う意識の醸成その他共生社会の実現に向けた取組を推進するための啓発、広報活動等

【具体的な取組】

- 心のバリアフリーの推進等のための多様な立場の方が集う対話の機会の創出
- 本条例を活用した未来を担う子どもへの啓発 など



⑥ その他共生社会の実現に向けて必要な施策

⁹ 【ユニバーサルデザイン】文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異や障がい・能力を問わずに利用できるよう配慮された設計（デザイン）

¹⁰ 【ノンステップバス】高齢者や障がいのある方などが乗り降りしやすいバリアフリー対応のバス

¹¹ 【UDタクシー】健康な方はもちろんのこと、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など誰もが利用しやすいタクシー

¹² 【性的マイノリティ】典型的とされてきた性のあり方にとらわれない人々。

9 推進体制の整備及び財政上の措置

市は、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に企画し、調整し、及び実施するための推進体制を整備するものとします。

また、市は、共生社会の実現に向けた施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

【具体的な取組】

○市長を本部長、副市長を副本部長、局長級を本部員とする庁内組織である「札幌市ユニバーサル推進本部」（令和5年9月設置）を当該推進体制として位置付ける予定です。



▲札幌市ユニバーサル推進本部

10 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会

共生社会の実現に向けた施策、当該施策の実施状況その他の共生社会の実現に向けて必要な事項について調査審議し、及び意見を述べるため、学識経験者や市民等で構成される「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会」を置くものとします。



11 委任

この条例の施行に関し必要な事項については、市長が規則等で定めることとします。

12 施行期日

令和7年第1回定例市議会への条例案提出を予定しており、同議会において可決された場合には、令和7年4月1日から施行する予定です。

健康寿命延伸に向けた取組の実施案

パブリックコメントの実施について

皆さまからのご意見を募集します

募集期間：令和6年（2024年）12月16日（月）から
令和7年（2025年）1月20日（月）まで【必着】

札幌市では、令和5年11月に、高齢者の健康寿命延伸に向けた取組の素案を公表し、敬老優待乗車証制度（以下「敬老パス制度」といいます。）の見直しや財源問題、制度を支える世代の負担など、様々な世代の市民の皆さまから、多くのご意見を頂戴いたしました。

こうした市民の皆さまからのご意見を踏まえ、素案の見直しを行い、

- ・健康寿命延伸に向けた取組をより一層推進していくこと
- ・敬老パス制度は一定の見直しを行ったうえで当面存続すること

これらを柱とした健康寿命延伸に向けた取組の実施案を取りまとめたところであり、この実施案について広く市民の皆さまにお知らせするとともに、実施案に対するご意見を募集いたします。

お寄せいただいたご意見については、施策の参考とさせていただくとともに、ご意見の概要と、ご意見に対する市の考え方について公表する予定です。

令和6年（2024年）12月
札幌市

市政等資料番号
01-F03-24-2316

1-1 健康寿命とは

健康寿命とは、病気や介護などの健康上の理由で日常生活が制限なく生活できる期間のことをいいます



札幌市は、健康寿命が他の政令市や全国平均に比べ短く、これを延ばしていく必要があります

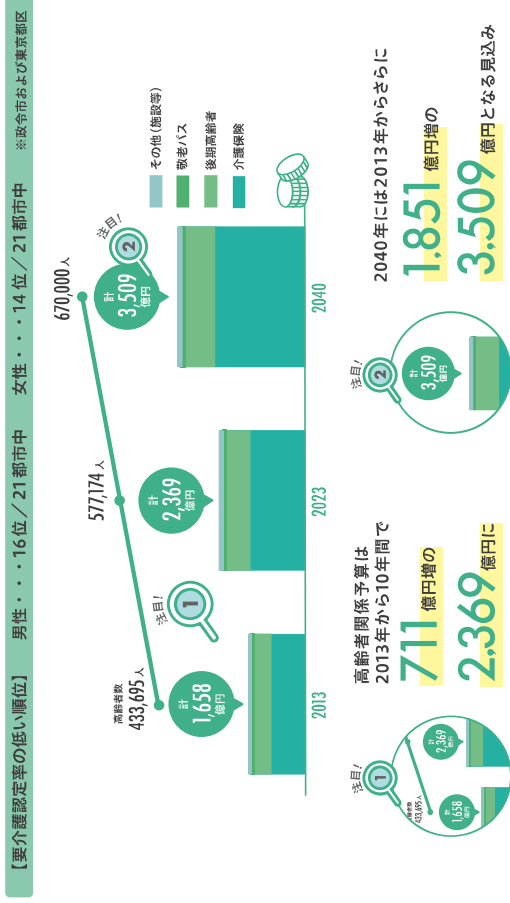


出典：平均寿命は令和3年札幌市衛生年報、健康寿命は厚生労働科学研究「大都市の健康寿命(2010～2019年)」

【健康寿命の長い順位】 男性・・・16位 / 21都市中 女性・・・14位 / 21都市中 ※政令市および東京都

1-3 医療・介護などの高齢者予算の推移

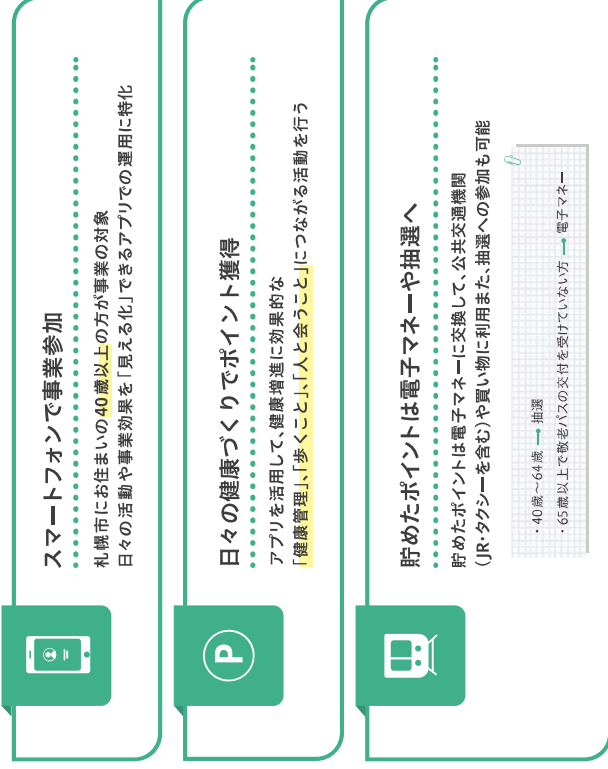
医療や介護を含む札幌市の高齢者関係予算は、年々増加しています
この増加分は保険料や税金で賄われますが、この増加傾向を抑えなければなりません
札幌市は、他の政令市等に比べて要介護認定率が高い状況にあります



1-4 (仮称)健康アプリの取組 (令和8年4月リリース予定)

健康寿命延伸に向けた取組のひとつとして「(仮称)健康アプリ」を導入します

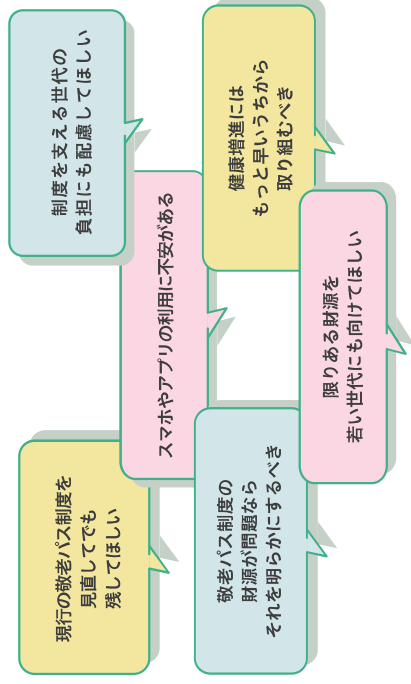
「楽しみながら自然に健康づくり」「健康づくりでポイント獲得」をコンセプトに、市民の健康を支えます



敬老パス制度と目指す方向は変わりません

1-5 市民から寄せられた意見

健康寿命の延伸に向けた取組と敬老パス制度の見直しについては市民から様々な意見が寄せられました
5,000件を超える意見では不安の声も多く、誰もが安心して利用できる仕組みを検討しました



2-1 敬老優待乗車証制度（敬老バス）について

札幌市では、1975年から高齢者を敬愛するとともに、外出を支援し、明るく豊かな老後の生活の充実を図ることを目的として、市内在住の70歳以上の市民を対象に、敬老バスを交付しており、現在も継続しています

◆ 70歳以上の市民が対象

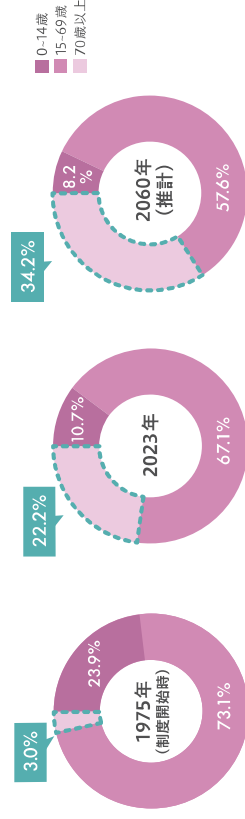
- ◆ 1,000円から17,000円の自己負担で10,000円から70,000円のポイントチャージ
- ◆ 市内の公共交通機関（地下鉄、市電、バス）で利用可能。

敬老制度の内容

2-2 敬老バス制度の対象者と事業費

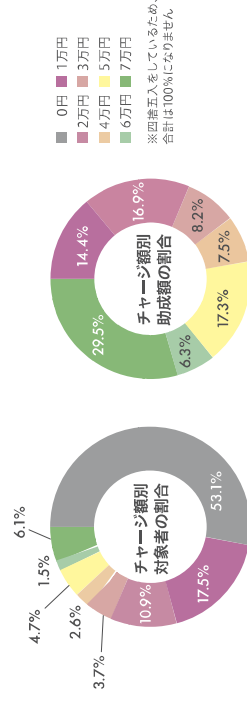
総人口に占める制度対象者の割合は
制度開始時の **3.0%** から **22.2%** に上昇、この後も増加していく見込みです
事業費も制度開始時の約 **1.3** 億円から上昇を続け、ピーク時（2055年）には
約 **80** 億円となる見込みです

◆ 年代別人口割合



◆ チャージ額内訳（2023年度実績）

対象者のおよそ9割が4万円以下のチャージ額となっています
5万円以上のチャージ額が総助成額の、およそ5割を占めています

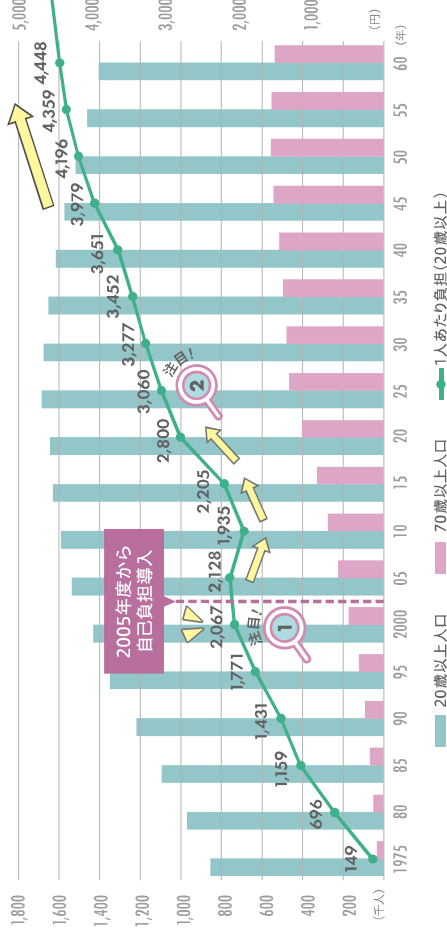


2-3 敬老バス制度の1人あたり負担

現在の70歳以上が現役だった2000年頃は、敬老バス制度における1人あたり負担は約2,000円でした
市の財政負担が過大となったを受けて、2005年に自己負担制を導入し、1人あたり負担は一時的に緩和
するも、その後は再び上昇に転じています

2025年には1.5倍の約3,000円、2050年には2倍の約4,000円になりその後も負担額は上昇する見込みです

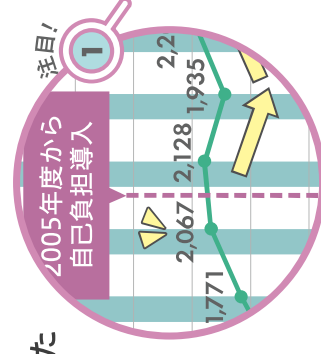
20歳以上市民1人あたり負担額の推移



現在の70歳以上が現役世代だった
2000年頃の1人あたり負担は

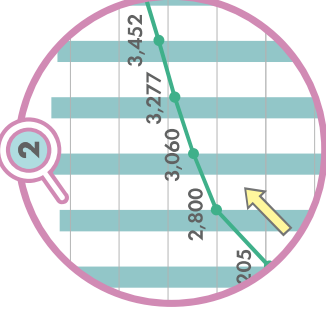
約**2,000**円

2005年の自己負担導入により
1人あたり負担は一時的に減少



注目!

1人あたり負担は
再び増加に転じており、
この先も負担が増え続ける見込み



2-4 敬老バス制度は当面存続します

市民意見と市民1人あたりの負担を踏まえ、

敬老バス制度は、一定の見直しを行ったうえで当面存続します

実施時期

令和8年4月

※令和7年度は現行制度のまま実施します

見直し1

対象年齢を70歳から75歳に引き上げ

見直し2

自己負担割合を50%に引き上げるとともに、

チャージ上限を4万円に変更

チャージ額	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円
負担割合	10%	15%	20%	20%	20%	22.5%	24.3%
自己負担額	1,000円	3,000円	6,000円	8,000円	10,000円	13,500円	17,000円

チャージ額	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円
負担割合	50%	50%	50%	50%
自己負担額	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円

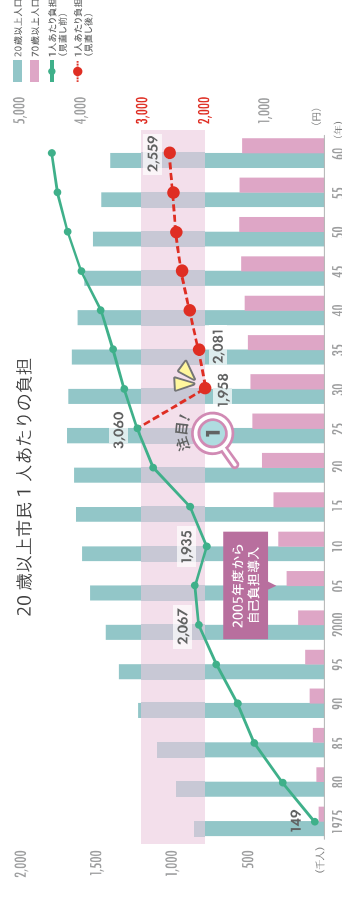
上限引き下げ

5年後を目途に、社会情勢や事業費負担等の検証を行います

2-6 見直し後の20歳以上の市民1人あたりの負担

今回の見直しを行うことによって、敬老バス制度と（仮称）健康アプリを合わせた市民1人あたりの負担は赤い点線のようにになります

現在70歳以上の方が現役だった2000年頃の負担と同水準の2,000円台に抑制することが可能です



制度を利用する世代と制度を支える世代、双方のご理解とご協力をお願いします

2-5 経過措置を実施します

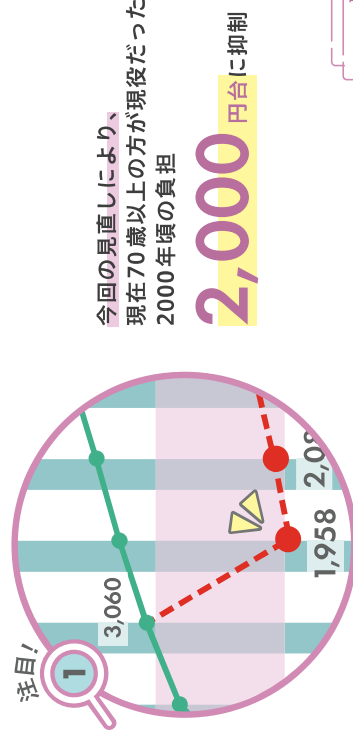
- ◆ 昭和31年(1956年)4月1日以前に生まれた方
ただし令和8年度の見直し時点で既に敬老バスの交付を受けている方に限ります
- ◆ お持ちの敬老パスは、そのままお使いいただけます
(返却を求めることはありません)
- ◆ 自己負担割合の引き上げとチャージ上限額の引き下げを段階的に実施します

チャージ額	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円
負担割合	10%	15%	20%	20%	20%	22.5%	24.3%
自己負担額	1,000円	3,000円	6,000円	8,000円	10,000円	13,500円	17,000円

チャージ額	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円
負担割合	25%	30%	35%	35%	35%	40%	40%
自己負担額	2,500円	6,000円	10,500円	14,000円	17,500円	24,000円	28,000円

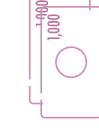
チャージ額	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円
負担割合	40%	40%	50%	50%	50%	50%	50%
自己負担額	4,000円	8,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円

チャージ額	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円
負担割合	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
自己負担額	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円



今回の見直しにより、
現在70歳以上の方が現役だった
2000年頃の負担

2,000円台に抑制





Q1

令和7年度以前にチャージした残高は、
令和8年度以降も使えるの？



回答

チャージした残高に有効期限は設けておりませんので、令和8年度以降も利用することができます。



Q3

健康アプリの電子マネーと敬老パスを併用することはできないの？



回答

このたびの実施案は、制度を支える市民負担を現在の70歳以上の方が現役だった2000年頃の水準まで軽減できる案としています。2つの制度を併用するにはより多くの事業費を必要とするため、さらなる何らかの見直しを行わなければならない、困難です。



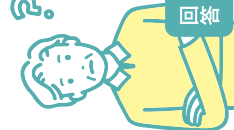
Q2

敬老パスの上限見直しと連動して、チャージ残高の上限やチャージ残高も減らすの？



回答

敬老パスのICカードに記録可能なチャージ額は、これまでどおり最大71,000円のまま変更しません。また制度見直し後も、既にチャージされている残高は減額しませんので、いつでも利用可能です。



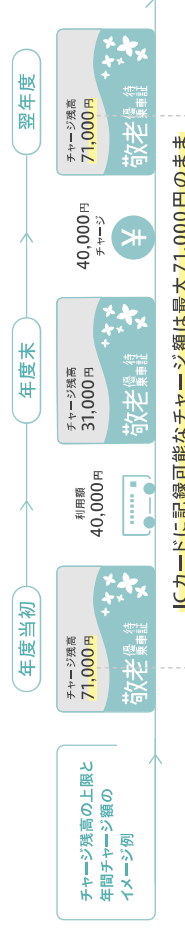
Q4

敬老パスを使っているけれど、健康アプリにも興味がある場合はどうすればいいの？



回答

獲得したポイントを電子マネーに交換することはできませんが、健康管理や歩数の記録など、アプリ自体はお使いいただくことができますので、多くの皆さまの健康づくりに活用していただきたいと思いますと考えております。



動画でも説明しています。下記QRコードもしくは下記ワードより検索ください。



健康寿命延伸に向けた
取組の実施案について

検索

札幌市 健康寿命 動画

意見募集要領

1 意見募集期間

令和6年(2024年)12月16日(月)から令和7年(2025年)1月20日(月)まで【必着】

2 意見提出方法

(1) 郵送・持参・ファックスの場合

「ご意見記入用紙」に記載のうえ、募集期間内必着で下記提出先へご提出ください。

(2) 電子メールの場合

メールの件名に「健康寿命延伸に向けた取組の実施案に対する意見」と記載し、メール本文に氏名・年齢・住所・ご意見の内容を入力の上、下記提出先メールアドレスに送信してください。

また、メールでの提出の際には、どの項目へのご意見かわかるように入力してください。

(3) ホームページから送信する場合

下記のページのフォームから入力ください。

<https://www.city.sapporo.jp/koreifukushi/kenkoh/publiccomment.html>

※右の二次元コードからもアクセス可能です。



3 注意事項

- ・電話、口頭によるご意見は受け付けておりません。
- ・ご意見の提出にあたっては、氏名・年齢・住所の記入をお願いします。
- ・意見概要を公表する際、氏名・年齢・住所は公表いたしません。また、集計以外の目的には使用いたしません。
- ・ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

【提出先・問い合わせ先】

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階

電話：011-211-2976 ファクス：011-218-5179

メールアドレス：korei-chosei50@city.sapporo.jp

健康寿命延伸に向けた取組の実施案 ご意見記入用紙

<お名前>

<ご年齢>

歳

<ご住所>

※記入スペースが足りない場合は、任意の用紙に記入のうえ、ご提出ください。

※氏名・住所等は、集計以外の目的に用いることはありません。個人情報保護法の規定に従って、適切に取り扱います。

切り取り線

【提出先・問い合わせ先】

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階

電話：011-211-2976 ファクス：011-218-5179

メールアドレス：korei-chosei50@city.sapporo.jp



公式ホームページからも
ご意見を送信いただけます